

静岡市告示第 30 号

静岡市税条例（平成 15 年静岡市条例第 102 号）第 8 条第 1 項の規定により、地方税法（昭和 25 年法律第 226 号）又は静岡市税条例に定める申告、申請、請求その他書類の提出（審査請求に関するものを除く。）又は納付若しくは納入に関する期限のうち、次に掲げる地域に住所又は主たる事務所若しくは事業所を有する者に係るもので、その期限が令和 6 年 1 月 1 日以降に到来するものについては、その期限を別に告示で定める期日まで延長する。

令和 6 年 1 月 22 日

静岡市長 難波 喬 司



指 定 地 域
富山県、石川県